おくやみハンドブック

～ご遺族の方へ手続きのご案内～

大洲市

来庁時には、「おくやみハンドブック」を必ずご持参ください。

大洲市では、亡くなった方に関する手続きをご案内するワンストップ窓口（おくやみコーナー）を設置しています。

☎0893-24-1710（市民課直通）

受付時間：午前８時30分～午後５時15分
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

お手続きやご予約など
詳しくは１ページから４ページをご覧ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
大洲市では、ご遺族の皆様の負担を軽減するため、市役所を中心とした諸手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
本冊子が、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大洲市

ワンストップ窓口（おくやみコーナー）のご案内

大洲市では、亡くなった方に関する手続きをご案内するワンストップ窓口（おくやみコーナー）を設置しています。市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、１ヶ所で完了することができます。

ご利用には、前日までにご予約をお願いします。（空きがあれば当日でも結構です）

窓口利用について

●窓口利用

場所：大洲市役所本庁舎１階　市民課内
（市役所正面玄関入ってすぐの総合案内でお声掛けください）

窓口利用時間　午前８時30分～午後５時15分
（土・日・祝休日・年末年始を除く）
手続きの時間は、おおむね１時間程度です。



※来庁時には必ず本冊子をご持参ください。
※従来どおり、各支所（長浜・肱川・河辺）でもお手続きできます。
※内容によっては、すべてのお手続きが一度で終わらない場合があります。

ワンストップ窓口の予約方法について

下記電話番号までお電話ください。（おくやみコーナーの件とお伝えください）

●電話予約

電話番号：**0893-24-1710**（市民課直通）

受付時間：午前８時30分～午後５時15分
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

※手続きをスムーズに行うため、予約時に亡くなった方や窓口に来られる方について聞き取りをいたします。また、聞き取り内容について、手続きに関係のある部署と共有させていただきます。



来庁時の持ち物について

□ おくやみハンドブック（お手続き時に必要となる書類です。来庁時には、必ず本冊子をご持参ください。）

ご遺族の方のもの

□ 本人確認書類（手続きに来られる方・相続人代表者・喪主）

□ 預金通帳（相続人代表者・喪主）

□ 会葬礼状または葬祭費用にかかる領収書など（喪主さまのお名前が入ったもの）

□ 認印（相続人）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※相続人代表者と喪主が異なる場合、それぞれの本人確認書類（コピー可）が必要です。

亡くなった方のもの

□ 印鑑登録証

□ マイナンバーカード・個人番号通知カード（お持ちの方のみ）

□ 加入していた健康保険（国民健康保険または後期高齢者医療）から交付されていた資格確認書など

※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ

※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に限度額認定証の交付を受けている人がいる場合は限度額認定証

□ 重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、子ども医療費受給者証

□ 基礎年金番号の分かるもの（年金証書、基礎年金番号通知書または年金手帳など）

□ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証

□ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

□ その他、市役所から交付された証書類

本人確認書類について

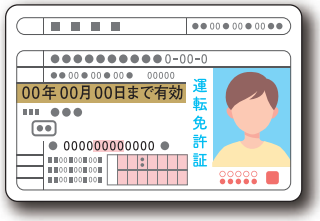
□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたもの）、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、特定在留カード、特定特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、各種医療受給者証、各種年金手帳　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続きナビのご案内

大洲市では遺族の負担を考え
「おくやみ手続きナビ」も作成しております。

簡単な質問に答えるだけで、必要な情報が確認できる
ナビゲーションです。是非ご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから

質問に答える



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （29 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（30 ページ参照）
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告 （30 ページ参照）
10ヶ月以内	○遺産分割協議 （30 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （30 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○遺留分侵害額請求	

大洲市で必要な手続きについては5ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください。受付欄は、市職員が記載します。

No.	該当事項	詳細ページ	受付
1	印鑑登録をしていた	P.5	
2	3人以上の世帯の世帯主だった		
3	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.6	
4	国民健康保険に加入していた	P.7～8	
5	重度心身障害者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の助成を受けていた	P.8	
6	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9～11	
7	国民年金に加入、または受給していた	P.12	
	厚生年金・共済年金に加入、または受給していた		
8	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.13	
9	市税が課税されていた	P.14～15	
	固定資産を持っている	P.16	
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.17	
10	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されていた	P.18	
	その他障害福祉サービスなどを受給していた	P.19～24	
11	市営住宅に住んでいた	P.25	
12	上下水道を使用していた	P.26	
13	児童手当などを受給していた	P.27	

【来庁者】

氏名（　　様）　故人との続柄（　　喪主）

氏名（　　様）　故人との続柄（　　）

1. 印鑑登録

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の印鑑登録証（カード） 番号（　　）	市民課　市民サービス係 ☎ 0893-24-1710 各支所

2. 世帯主変更

3人以上（いずれも15歳以上）の世帯の世帯主だった

手続き　世帯主変更の届出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が世帯主で、同一の世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合のみ必要となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ①同一世帯員 ②代理人（委任状が必要）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 届出人の本人確認書類	市民課　市民サービス係 ☎ 0893-24-1710 各支所

3. マイナンバーカード・個人番号通知カード

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き　マイナンバーカード・個人番号通知カードの返却

手続き詳細	期　限
亡くなった方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※亡くなった方のマイナンバーは、死亡後のお手続きで必要な場合がありますので、マイナンバーカードや通知カードは、しばらく保管しておくことをお勧めします。すべてのお手続きが完了してから破棄してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方のマイナンバーカード・個人番号通知カード（お持ちの方のみ）	市民課　市民サービス係 ☎ 0893-24-1710 各支所

MEMO

4. 国民健康保険

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合は、資格確認書などを回収します。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の国民健康保険資格確認書など ※世帯主が亡くなった場合は、世帯主欄が変更になりますので、（　　）様の国民健康保険資格確認書などもお持ちください。	市民課　国保係 ☎ 0893-24-1713 各支所

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費 15,000 円が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後３ヶ月以内に亡くなった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から２年間 **手続き可能な人** 喪主
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 喪主名義の口座の分かるもの □ 喪主の本人確認書類	市民課　国保係 ☎ 0893-24-1713 各支所

MEMO

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	原則、診療を受けた月の翌月の初日から２年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
【相続人が同一世帯の場合】 □ 相続人の口座の分かるもの □ 相続人の本人確認書類 【相続人が別世帯の場合】 □ 相続人の口座の分かるもの □ 相続人の本人確認書類 □ 亡くなった方と相続人との関係が分かる戸籍謄本の写しなど	市民課　国保係 ☎ 0893-24-1713 各支所

5. 医療費助成

各種医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療の受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）

手続き詳細	期　限
亡くなった方が医療費助成を受給していた場合、死亡された翌日より、受給資格が喪失となります。受給者証の返却と資格喪失届が必要です。 また、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の医療費受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

6. 後期高齢者医療

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合は、資格確認書などを回収します。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書など	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費 20,000 円が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から２年間
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 喪主名義の口座の分かるもの □ 喪主の本人確認書類 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書など）	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

MEMO

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療を受けた月の翌月の初日から２年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人の口座の分かるもの（高額療養費の振込先）	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

手続き④ 送付先設定届出書の提出

手続き詳細	期　限
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は、書類を受け取っていただける送付先を届け出てください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先設定届を郵送でお送りします。	死亡日から約２週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人の本人確認書類	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

MEMO

6. 後期高齢者医療

手続き⑤ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
相続人代表者を指定する届出が必要です。 後日、市より相続人代表者のご住所に保険料の未納または還付に関するお知らせを送付します。 ※郵送手続き可。	死亡日から約２週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 指定相続人の場合：相続人であることが分かる書類 例）遺言書の写しなど □ 預金通帳など（相続人のもの）	市民課　高齢者医療係 ☎ 0893-24-1713 各支所

MEMO

7. 年金

国民年金に加入、または受給していた

手続き 国民年金の必要な手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方が加入していた年金制度や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 詳しくは、市民課年金係または各支所へ必要な手続きの確認をしてください。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の年金証書 □ 亡くなった方の年金手帳 □ 死亡一時金や未支給年金などを請求する場合 例）請求者の預金通帳、戸籍謄（抄）本、マイナンバーカードなど ※他の書類も必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。	市民課　年金係 ☎ 0893-24-1713 各支所

厚生年金・共済年金に加入、または受給していた

手続き 厚生年金・共済年金に必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなった方が加入していた年金制度や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 詳しくは、 ※厚生年金 →「松山西年金事務所」へご確認ください。 ※共済年金 →「各共済組合」へご確認ください。	ー
	手続き可能な人
	ー
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の基礎年金番号が分かるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	松山西年金事務所 ☎ 089-925-5105 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 各共済組合

8. 介護保険

６５歳以上、または介護認定を受けていた

手続き① 被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細

被保険者が亡くなった場合は、介護保険被保険者証を回収します。また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合も回収します。

※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。

期　限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

- □ 亡くなった方の介護保険被保険者証
- □ 亡くなった方の介護保険負担割合証（証の交付を受けていた方のみ）
- □ 亡くなった方の介護保険負担限度額認定証（証の交付を受けていた方のみ）

問い合わせ先

高齢福祉課
管理係
☎ 0893-24-1714
各支所

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

相続人代表者を指定する届出が必要です。

後日、市より相続人代表者のご住所に保険料の未納または還付に関するお知らせを送付する場合があります。

介護認定を受けられていた方は、給付に関するお知らせも相続人代表者のご住所へ送付します。

※郵送手続き可。

期　限

死亡日から約２週間以内

手続き可能な人

相続人

必要なもの

- □ 指定相続人の場合：相続人であることが分かる書類
 例）遺言書の写しなど
- □ 預金通帳など（相続人のもの）

問い合わせ先

高齢福祉課
管理係
☎ 0893-24-1714
各支所

9. 市税

市税の納付が済んでいない

手続き① 市税の納付

手続き詳細	期　限
亡くなった方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなった方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 納税通知書	税務課　収納係 ☎ 0893-24-1711 各支所

手続き② 市税の口座振替廃止

手続き詳細	期　限
亡くなった方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口で口座振替の廃止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	税務課　収納係 ☎ 0893-24-1711 各支所

9. 市税

市税が課税されていた

手続き 市税の相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方に各種市税がかかっている場合、賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類の受領、納税などを行う相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出が必要です。詳しくは税務課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0893-24-1711 各支所

MEMO

固定資産を持っている

手続き　固定資産（未登記）に関する届出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が未登記家屋を所有している場合は、所有者の変更が必要です。詳しくは税務課までお問い合わせください。 登記がされている土地や家屋は、法務局での相続登記手続きが必要です。速やかなお手続きをお願いいたします。詳しくは法務局までお問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
【法定相続人以外の方が相続される場合】 □ 遺言書の写しなど	税務課　固定資産税係 ☎ 0893-24-1711 各支所 管轄の法務局 松山地方法務局大洲支局 ☎ 0893-50-5055

MEMO

9. 市税

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の廃車

手続き詳細

亡くなった方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。

※軽自動車（愛媛ナンバー）の廃車手続きは、別途、軽自動車検査協会（3 輪以上）または運輸支局（2 輪のみ）で手続きを行ってください。

必要なもの

- □ ナンバープレート
- □ 標識交付証明書など（車名、車体番号、排気量が分かるもの）
- □ 手続き者の本人確認書類
- □ 亡くなった方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など）
- □ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状

期　限

亡くなった日から
30 日以内

手続き可能な人

①相続人
②相続人と同居のご家族
③その他の方

※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。

問い合わせ先

税務課　収納係
☎ 0893-24-1711
各支所

手続き② 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の相続人への名義変更

手続き詳細

亡くなった方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。

※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

※軽自動車（愛媛ナンバー）の名義変更は、別途、軽自動車検査協会（3 輪以上）または運輸支局（2 輪のみ）で手続きを行ってください。

必要なもの

- □ ナンバープレート
- □ 標識交付証明書など（標識番号、車名、車体番号、排気量が分かるもの）
- □ 手続き者の本人確認書類
- □ 亡くなった方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など）
- □ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状

期　限

亡くなった日から
15 日以内

手続き可能な人

①相続人
②相続人と同居のご家族
③その他の方

※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。

問い合わせ先

税務課　収納係
☎ 0893-24-1711
各支所

10. 障がい福祉

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されていた

手続き 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

MEMO

10. 障がい福祉

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失の届出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族 （未払分の請求は相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳（写し）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失の届出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族 （未払分の請求は相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳（写し）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当資格喪失の届出 【受給者（保護者）が亡くなった場合】

手続き詳細	期　限
亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内 **手続き可能な人** 親族 （未払分の請求は相続人）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳（写し） □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳（写し）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

手続き② 特別児童扶養手当資格喪失の届出 【児童が亡くなった場合】

手続き詳細	期　限
亡くなった方が特別児童扶養手当の対象となる児童であった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内 **手続き可能な人** 保護者（手当受給者）
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

10. 障がい福祉

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の自立支援医療受給者証 （精神通院・更生医療・育成医療）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

心身障害者扶養共済制度に加入していた（扶養年金）

手続き① 心身障害者扶養共済制度の年金手続き【掛金を支払っていた方が亡くなった場合】

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなった場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 亡くなった方の死亡診断書 □ 亡くなった方の除住民票 □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座の通帳（写し）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

手続き② 心身障害者扶養共済制度の年金手続き【年金を受給予定であった方が亡くなった場合】

手続き詳細	期　限
年金を受給予定していた方が亡くなった場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	年金加入者または、年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 亡くなった方の除住民票 □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座の通帳（写し） □ 掛金を支払っていた方の死亡診断書（写し）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

手続き③ 心身障害者扶養共済制度の年金手続き【年金を受給していた方が亡くなった場合】

手続き詳細	期　限
年金を受給していた方が亡くなった場合、死亡・重度障害届書の提出が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 印鑑 □ 年金証書	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

10. 障がい福祉

障がい者タクシー券を受給していた

手続き 未使用分の障がい者タクシー券の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が障がい者タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の障がい者タクシー券があれば返還となります。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の未使用分の障がい者タクシー券	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が障害児通所給付を受けていた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返還となります。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 通所受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が障害福祉サービスを利用していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返還となります。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が地域生活支援サービスを利用していた場合、死亡日をもって利用者証の返還または保護者変更となります。また、利用している児童が亡くなった場合には地域生活支援事業受給者証の返還となります。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の地域生活支援事業受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0893-24-1758 各支所

11. 市営住宅

市営住宅に住んでいた

手続き 市営住宅入居者の異動

手続き詳細	期　限
「市営住宅入居者異動届」が必要です。 また、亡くなった方が名義人で、同居者が引き続き居住を希望する場合は、「市営住宅入居承継承認申請書」などの届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
【入居承継承認申請に必要なもの】 □ 亡くなった方と承継者の関係が分かる書類（戸籍謄本など） □ 市営住宅請書	都市整備課　公営住宅係 ☎ 0893-24-1759 各支所

MEMO

12. 上下水道

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓の手続き、世帯人数の変更

手続き詳細

亡くなった方が名義人または料金引落口座名義人の場合、名義変更または閉栓の手続きが必要となります。

また、井戸水を使用しており、公共下水道または、農業集落排水に接続されている世帯（下水道使用料のみお支払いの世帯）の方が亡くなった場合、世帯人数の変更手続きが必要です。

※電話手続き可

期　限

速やかに

手続き可能な人

親族または同居者が望ましい

必要なもの

□ 使用者番号が分かるもの
「上下水道使用水量のお知らせ」「領収書」など

問い合わせ先

上下水道課
水道管理係（上水道担当）
☎ 0893-24-3753
下水道管理係（下水道担当）
☎ 0893-24-1720
肱川支所
☎ 0893-34-2311
河辺支所
☎ 0893-39-2111

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 下水道事業受益者変更届の提出

手続き詳細

下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更手続きをお願いします。

※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。

期　限

受益者の変更があった日から 14 日以内

手続き可能な人

相続人、土地
または家屋の権利者

必要なもの

なし

問い合わせ先

上下水道課
下水道管理係（下水道担当）
☎ 0893-24-1720

13. 子ども

児童手当を受給していた

手続き 児童手当受給者変更

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	**問い合わせ先**
【受給予定者】 □ 金融機関の通帳またはキャッシュカード □ 本人確認書類 【お子様】 □ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※受給年度の１月１日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0893-24-5718 各支所

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当受給者死亡届提出

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きを行う人の本人確認書類 □ 児童扶養手当証書	こども家庭センター 家庭相談係 ☎ 0893-57-9919 各支所

MEMO

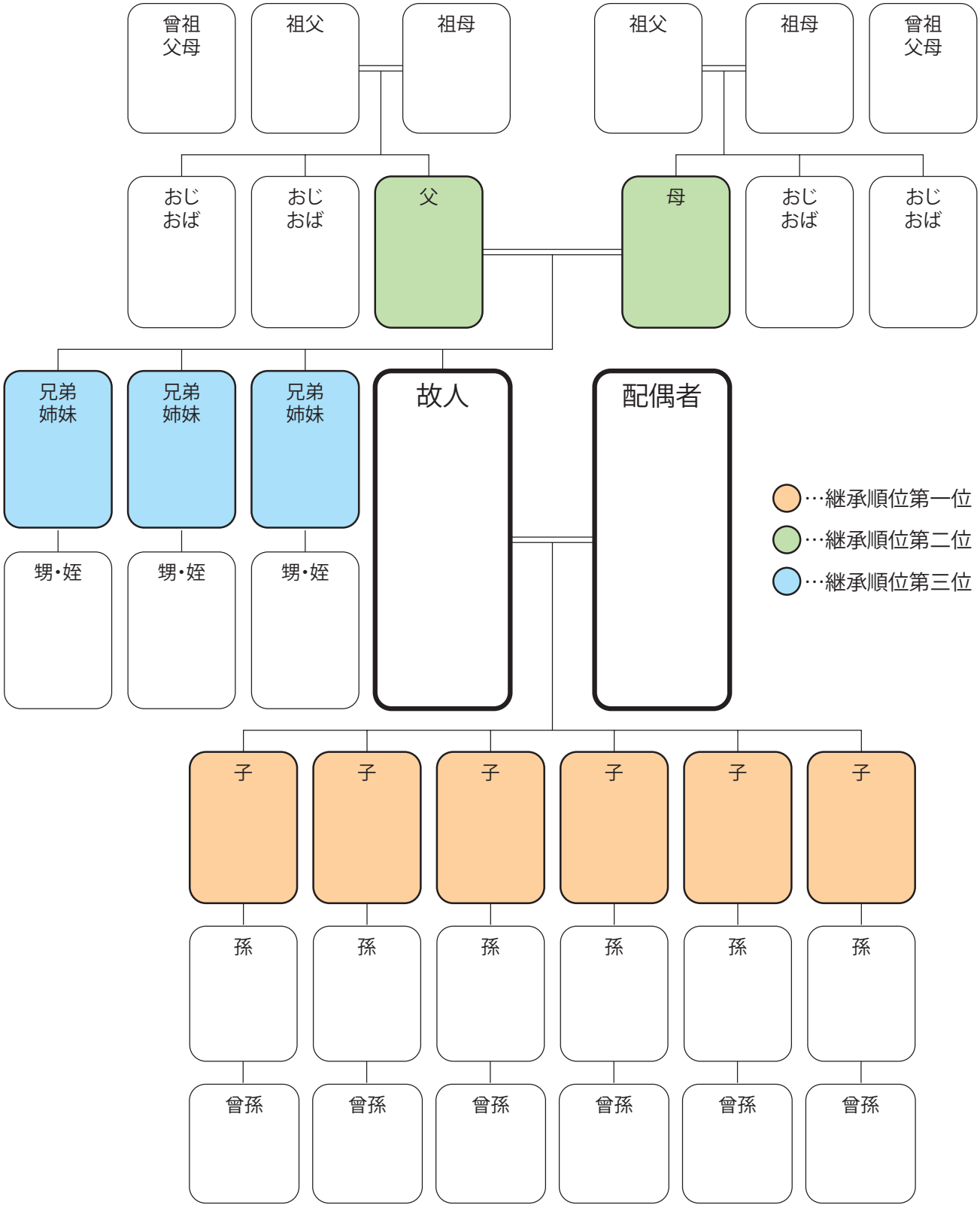
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

☑	項　目	問い合わせ先
□	法定相続情報証明制度	松山地方法務局大洲支局 ☎ 0893-50-5055
□	相続登記（登記済土地・建物）	松山地方法務局大洲支局 ☎ 0893-50-5055
□	相続登記（農地）	大洲市農業委員会事務局 ☎ 0893-24-1726
□	農業者年金	愛媛たいき農業協同組合各支所 （大洲市農業委員会事務局）
□	国税（相続税・所得税など）	大洲税務署 ☎ 0893-24-3115
□	生命保険など	生命保険会社など
□	預貯金口座など	各金融機関など
□	株式など	証券会社など
□	運転免許証	大洲警察署 ☎ 0893-25-1111
□	携帯電話	各契約会社
□	固定電話	各契約会社
□	インターネット	各契約会社
□	クレジットカード	各契約会社
□	電気・ガス	各契約会社
□	NHK受信料	☎ 0120-151515
□	軽自動車	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124
□	普通自動車	四国運輸局愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
□	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

2026年度版

相続に関する制度のご紹介 －法務局が提供するサービス－

令和６年４月１日から 相続登記の申請が義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から３年以内に登記の申請をすることが法律上の義務となりました。

なお、この登記申請義務は、令和６年３月３１日以前に死亡した人の相続についても適用されます。この場合は、令和６年４月１日から３年以内に登記の申請をする必要があります。

- 正当な理由なく義務に違反した場合、１０万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- 相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」をしておけば、義務を果たしたとみなされます。
- 令和８年４月１日からは、住所・氏名の変更登記も義務化されました（変更の日から２年以内）。

詳しい内容及び相続登記手続の方法については…

法務省　不動産を相続した方へ

司法書士など、専門家への相談も多くの方が利用されています。

愛媛県司法書士会
相続登記相談センター
☎　０１２０－１３－７８３２
〔フリーダイヤル〕



相続土地国庫帰属制度

土地を相続したものの、その土地を手放したいという人が増えていることから、その土地を国が引き取る制度が新設されました。

この制度は令和５年４月２７日から申請の受付を開始しています。



※ 審査手数料の納付も必要

引き取りには一定の要件があり、建物や障害物のある土地、境界の争いのある土地など、法律に定められた一定の事実が存在する土地は引き取り不可となっています。

お問合せは松山地方法務局本局へ！
（☎０８９－９３２－０８８８）

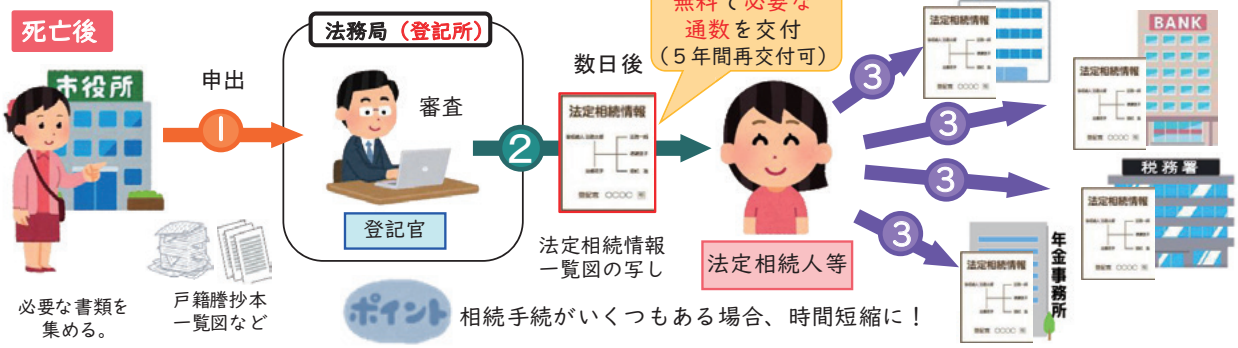
詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



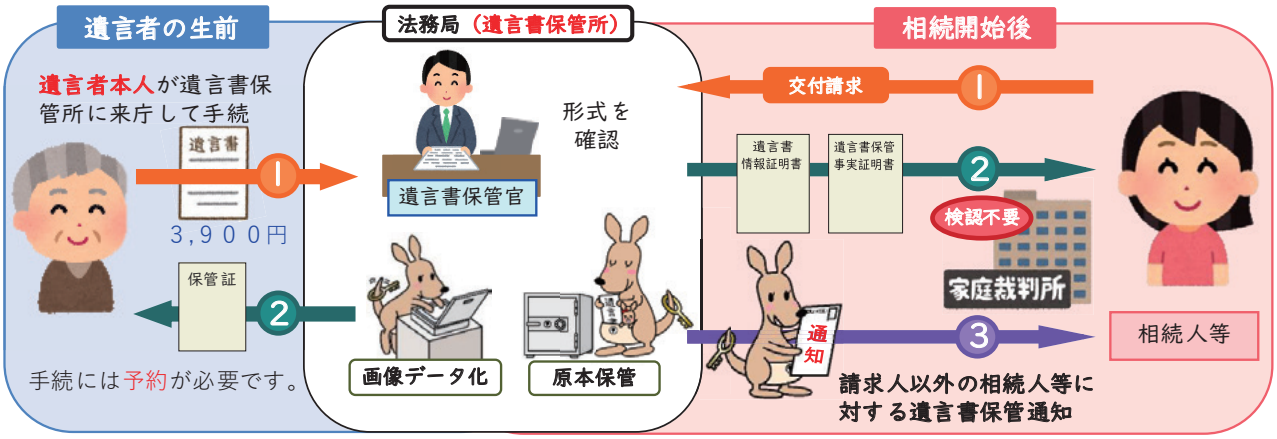
法定相続情報証明制度

相続が発生し、行政機関や金融機関等に対して相続に関する各種手続が必要となった場合、法務局が法定相続人が誰であるかを証明した書面を交付します。これにより、各機関における手続において戸籍の使い回しをする必要がなくなるため、各種手続の時間短縮ができます。



自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書を法務局が保管し、相続開始後、法務局に遺言書が保管されていることを相続人等に通知します。



詳しくは…

自筆証書遺言書保管制度

法定相続情報証明制度

お問合せは、お近くの法務局へ

松山地方法務局

本局	☎０８９－９３２－０８８８
大洲支局	☎０８９３－５０－５０５６
西条支局	☎０８９７－５６－０１８８
四国中央支局	☎０８９６－２３－２４０７
今治支局	☎０８９８－２２－０８５５
宇和島支局	☎０８９５－２２－０７７０
砥部出張所	☎０８９－９６２－２１４０

※具体的な手続案内は予約制になっています。

松山地方法務局ホームページ

亡くなった方の戸籍について

【各種手続きで使う戸籍謄本などについて】

ご親族がお亡くなりになると、亡くなった方に関する諸手続きが必要となります。例えば、亡くなった方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合もあります。
戸籍は、生まれてから亡くなるまでに、複数の戸籍があります。提出先で、手続きに必要な戸籍の内容（死亡が分かる戸籍、出生～死亡の連続した戸籍など）をご確認ください。

【戸籍証明書などの広域交付について】

令和６年３月１日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍全部事項証明書などの交付請求ができるようになりました。

・請求できる人　※顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。
◯本人、配偶者
◯父母、祖父母など（直系尊属）◯子、孫など（直系卑属）
・注意事項
◯委任状による請求はできません。
◯戸籍の附票は対象外です。

【戸籍の証明書は、すぐとれるの？】

死亡届をご提出されてから、死亡の記載をした戸籍ができるまでに数日かかります。亡くなった方の本籍地以外の役所に提出した場合は、１～２週間かかることもあります。

亡くなった方の除かれた住民票（除票）について

【除かれた住民票（除票）を請求できる方】

・自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある方
・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
・その他除票の記載事項を利用する正当な理由がある方

※請求される場合は疎明資料をご持参ください。
（例）請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。
亡くなった方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

【マイナンバー（個人番号）記載の除かれた住民票（除票）の取得】

亡くなった方のマイナンバー記載の除票は現在の制度上、取得することができません。
除票の提出先に、その旨をご相談ください。

身近な人、大切な人を亡くされた方へ

～相談窓口のご案内～

　かけがえのない身近な人、大切な人を亡くされた時、遺された人のこころやからだに様々な変化があらわれることがあります。
　つらいこと、ひとりで抱えていませんか？困っていることを相談したり、思いを話せる場所があります。

大切な人を自死で亡くされた方の電話相談

相談窓口	連絡先	受付時間
自死遺族相談ダイヤル (全国自死遺族総合支援センター)	03（3261）4350	●木（祝祭日を除く） 午後2時～午後6時 ●日（祝祭日を除く） 午後1時～午後5時
全国自死遺族法律相談ホットライン （自死遺族支援弁護団）	050（5526）1044	●水 午後12時～午後3時
NPO 法人松山自殺防止センター	089（913）9090	●月・水・金 午後8時～午後 11 時

こころの健康に関する相談

相談窓口	連絡先	受付時間
大洲市健康増進課	0893（23）0310	●月～金 午前8時30分～ 午後5時15分 （祝祭日を除く）
長浜保健センター	0893（52）3055	
肱川保健センター(肱川・河辺地区)	0893（34）2340	
八幡浜保健所　精神保健係	0894（22）4111	
大洲市障がい者 基幹相談支援センター	0893（24）1758	
こころのダイヤル （愛媛県心と体の健康センター）	089（917）5012	●月・水・金 午前9時～午後12時 午後1時～午後3時 （祝日を除く）
こころといのちのほっとダイヤル	0120（188）556	●月～金 午後5時～翌午前9時 ●土・日・祝休日 24時間
よりそいホットライン	0120（279）338	24時間対応
社会福祉法人　愛媛いのちの電話	089（958）1111	午後12時～午前12時

大洲市健康増進課　健康支援係
☎0893（23）0310

記入例

※すべて委任する本人が記入してください。

※代理人の方は、窓口で本人確認書類（例：マイナンバーカード等）の提示が必要です。

※委任状の内容につき、委任者に電話で確認をする場合があります。

委　任　状

記入日をご記入ください。

大洲市長　様

令和　　年　　月　　日

委任者	住　所	大洲市大洲690番地の1
	氏　名	大洲　太郎
	生年月日	明治・大正・昭和・(平成)・令和　2 年　3 月　4 日
	電話番号	0893-24-2111

私は、下記に掲げる請求及び受領等について

代理人	住　所	大洲市長浜甲480番地の3
	氏　名	長浜　花子

1枚の委任状で複数の権限を委任できます。

に委任します。

必要な通数を記入してください。

◎委任事項（該当するものに○をつけてください。）

(1).	戸籍・除籍・改製原戸籍	1 通
2.	附票	通
3.	身分証明書	通
(4).	住民票・記載事項証明	2 通

※住民票に個人番号・住民票コードの記載が必要な場合は、簡易書留にて委任者の住民票の住所に郵送します。郵送用切手（簡易書留料含む）をご持参ください。

5. 住所・世帯変更

6. その他（　　）

※委任事項1、2、3の場合は窓口で本籍をお伺いしますので、
あらかじめ、委任者に確認しておくなどのご対応をお願いします。

※コピーしてご使用ください。

※すべて委任する本人が記入してください。

※代理人の方は、窓口で本人確認書類（例：マイナンバーカード等）の提示が必要です。

※委任状の内容につき、委任者に電話で確認をする場合があります。

委　任　状

大洲市長　様

令和　　年　　月　　日

委任者	住　所	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
	電話番号	

私は、下記に掲げる請求及び受領等について

代理人	住　所	
	氏　名	

に委任します。

◎委任事項（該当するものに〇をつけてください。）

1．戸籍・除籍・改製原戸籍　　＿＿＿＿通

2．附票　　＿＿＿＿通

3．身分証明書　　＿＿＿＿通

4．住民票・記載事項証明　　＿＿＿＿通

※住民票に個人番号・住民票コードの記載が必要な場合は、簡易書留にて委任者の住民票の住所に郵送します。郵送用切手（簡易書留料含む）をご持参ください。

5．住所・世帯変更

6．その他（　　）

※委任事項１、２、３の場合は窓口で本籍をお伺いしますので、
あらかじめ、委任者に確認しておくなどのご対応をお願いします。

広告

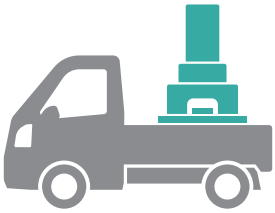
ご相談ください

お墓のお困りごとございませんか？

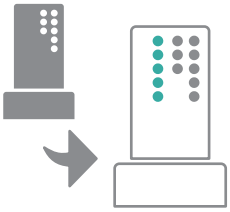
お墓のアフターフォローもおまかせください



case1
お墓を新しくしたい
古いお墓を新しく建て直したり、石塔を残して、周りの外観だけを新しくすることもできます。



case2
お墓を移したい
遠方にあるお墓をお住いの近くにお引越し致します。



case3
追加で戒名を彫りたい
今あるお墓に後から亡くなられた方の戒名をお彫りいたします。



case4
お墓をキレイにしたい
お墓についた苔や汚れなどを、専門的な機材や薬剤を使ってキレイにいたします。竿文字の色入れ直しもいたします。



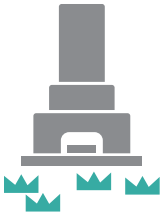
case5
お墓を直したい
傾いてしまったお墓を基礎から直したり、欠けてしまった香炉などの部品をお取替えいたします。



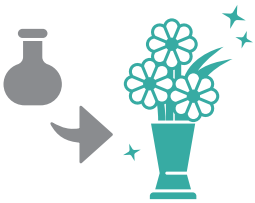
case6
納骨をしたい
故人のお骨を納骨いたします。納骨前のお墓の点検や、必要な道具等の準備もいたします。

▽ホームページはこちらから▽





case7
草が生えないようにしたい
お墓の周囲を防草シートを敷いて、除草作業を最小限にします。墓所全体に石張りにリフォームして草を生えないようにすることもできます。



case8
花筒を新しくしたい
ステンレスの花筒や香炉皿を店頭で販売していますので、いつでもお買い求めください。

まずは、お気軽にお問合せください。

— 地域に根ざしたサービスを心がけています —

ストーンギャラリー玉井
玉井石材有限会社

〒799-3431
愛媛県大洲市白滝甲12-1
0893-54-0237
※宗旨・宗派不問

広告

創業80年の信頼と実績があります!
遺品整理・査定は安心の亀田質店へ!!



素材がわからないものでもぜひ一度お持ちください。
切れたネックレス、ツブれた指輪OK！ 金・銀・プラチナ、ダイヤモンド、ブランド（バッグ・財布・腕時計・ジュエリー）、金券・商品券など買取中！査定は無料です。
大切なものは品物が手元に戻ってくる「質預け」



不要となりました物がございましたら、ぜひ亀田質店にお任せください！
しっかりと査定させていただきます。



有限会社 亀田

〒795-0001 愛媛県大洲市北只42-1

TEL 0893-24-5700

《営業時間》9時～19時 《定休日》水・土曜日

▼HP▼

【質屋】県公安委員会許可 第821110000005号 【古物】県公安委員会許可 第821110000318号

広告

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き 無料1分診断



簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!

- 法定相続人の人数はわかりますか？
- 該当する相続財産をお選びください
- 相続税の申告は必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き無料1分診断はこちらから！
いい相続 1分診断

▼診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 0120-992-467

受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

司法書士・土地家屋調査士・行政書士　浜田佳紀事務所

遺言の
正しい書き方が
わからない

住宅購入時の
登記は
どうすれば？

遺産の
相続について
相談したい

登記
相続
成年後見

起業の際の
手続きを
相談したい

親が亡くなり
家の権利について
相談したい

司法書士にご相談ください



浜田佳紀事務所が相続のお手伝いをします！

主に相続登記、成年後見業務などを行っております。
ご相談事がありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。
地域の皆様の法律に関する手続きなどのお役に立てれば幸いです。

初回無料相談受付中　※お電話・WEB からの事前予約制となります。

司法書士・土地家屋調査士・行政書士
浜田佳紀事務所　代表：浜田佳紀
愛媛県大洲市東若宮5-1
愛媛県司法書士会、愛媛県行政書士会所属

☎ 0893-25-6320
受付：平日 9:00～18:00
（＊土・日・祝日は事前予約を
お願い致します。）
https://shihou-hamada.com/

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

葬儀保険® 千の風

終活・葬儀費用に活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1 Point 最高100歳まで保障
85歳10ヶ月まで申込可能!!

2 Point すぐに使えて安心
保険金の迅速なお支払い※
入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3 Point 加入審査も
告知だけの簡単手続き!!

4 Point お金の
使途は自由
もちろん、ご家族の生活費などにもご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いたします（当社実績に基づきます）

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例）70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

その他50万円保障・80万円保障プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》
ベル少額短期保険株式会社
所 在 地：812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電　　話：092-474-4444
登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号
一般社団法人 日本少額短期保険協会　会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください
FREE 0120-444-000
【受付時間】平日10:00～17:00

▲Webでのお申し込みはこちらから

◆【千の風（1年更新型定期保険）】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。 ◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

発　　行　　大洲市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2026 年 11 月

